

# 身体障がい者等の方に対する 軽自動車税(種別割)の減免制度について

身体障がい者手帳等の交付を受けており、一定の要件に該当する場合は、申請期間内に申請することによって、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

## 1 減免の対象者

下記の手帳の交付を受けており、一定の要件に該当する方です。

- 身体障がい者手帳(減免の対象となる等級については④減免基準表をご確認ください。)
- 療育手帳(障がいの程度が「A」の方)
- 精神障がい者保健福祉手帳(障がいの等級が「1級」の方)
- 戦傷病者手帳(減免の対象となる等級については市民税課へお問い合わせください。)

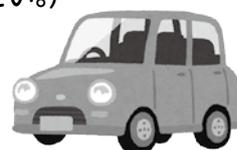
## 2 減免の対象となる車両

身体障がい者等の方が所有している軽自動車(1台に限ります)

※普通車の減免を受けている場合、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。

※身体障がい者等の方本人が所有する車両がない場合に限り、生計を一にする方が所有する車両が減免の対象となります。生計を一にする方が身体障がい者等の方本人と別世帯である場合は、市民税課へお問い合わせください。

※「身体障がい者等の方を常時介護する方」が軽自動車の運転をする場合は、「身体障がい者等の方のみで構成される世帯に属する身体障がい者等の方」が所有する軽自動車に限り、減免の対象となる場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。



## 3 申請手続

令和5年度 申請期間: **4月3日(月)から5月31日(水)まで**

<p><b>新規</b> に申請する場合</p>	<p>申請期間内に市役所本庁 市民税課または各行政センター 市民サービス課の窓口で申請してください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①身体障がい者手帳等(原本) ②運転免許証 ③自動車検査証 ④納税義務者のマイナンバーカード</p> <p>※軽自動車税(種別割)の振替口座を登録されている場合は、5月22日以降に減免申請をされますと、一度、5月31日に税金を口座振替した後で還付手続を行うことがあります。早めの手続をお願いします。</p>
<p><b>継続</b> して申請する場合</p>	<p>「継続申請用ハガキ」を4月上旬に送付しますので、内容をご確認いただき、変更がなければ、継続申請の返信用ハガキに必要事項を記入して、申請期間内に郵送または窓口で提出してください。</p> <p>※事務処理の都合上、できるだけ<b>4月21日(金)まで</b>にご提出ください。 4月21日を過ぎると、納税通知書(納付書)が届く場合があります。</p> <p>※車両等について前年度の申請内容から変更がある場合は新規申請が必要です。</p>

#### 4 減免基準表(身体障がい者手帳の場合)

下記の等級に該当する場合、減免となることがあります。等級は手帳の表紙ページではなく、「障がい名」が記載されたページでご確認ください。手帳の「障がい名」が記載されたページに複数の障がい名が記載されている場合は、市民税課へお問い合わせください。

障がいの区分	障がいの級別		
	身体障がい者本人が運転する場合	「身体障がい者の方と生計を一にする方」もしくは「単身で生活する身体障がい者の方を常時介護する方」が運転する場合	
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	同左	
聴覚障がい	2級から3級	同左	
平衡機能障がい	3級	同左	
音声機能障がい	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	—	
上肢不自由	1級、2級	同左	
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)	同左
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級(両下肢に運動機能障がいがある場合に限る。)
心臓機能障がい	1級、3級及び4級	同左	
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸の機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級	同左	
肝臓機能障がい	1級から4級	同左	

車両の構造が身体障がい者等のために改造されている軽自動車(車いす移動車等)は、申請期間内に申請することによって、軽自動車税(種別割)の減免(構造減免)を受けることができます。

令和5年度 申請期間: **4月3日(月)から5月31日(水)まで**

必要書類	① 自動車検査証の写し
	② 車両の構造が分かる写真 (自動車検査証の「車体の形状」欄に車いす移動車等の記載がない場合に限り必要となります。)
申請先	市役所本庁 市民税課 または 各行政センター市民サービス課

※前年度に減免を受けている場合は、4月上旬に送付する「継続申請用ハガキ」を申請期間内に提出することで継続申請が可能です。

おたずね／市民税課 ☎ 21-6703